

## 1. はじめに

### 1.1 研究背景・目的

平成 16 年の文化財保護法改正を経て、地域固有の自然システムとそれに呼応する人間の営みの連続性の中で継承される文化的景観を保全する取り組みが各地で行われている。文化的景観の保全にはその特性上、景観を下支えしている担い手の存在が不可欠である。

既往研究<sup>1</sup>によると、文化的景観保存計画策定時に保存体制として定められる組織のうち、約半数の活動が確認されていない。そうした中、長野県姨捨棚田においては地元農家に加え地域内外からなる複数の保全団体や棚田オーナー<sup>2</sup>により保全活動が行われている。

以上を踏まえ、本研究では、姨捨棚田で活動する保全団体と棚田オーナーに着目し、保全団体の設立・発展プロセスと両者の活動実態、効果と課題を把握し、今後の保全活動を支える主体の持続的な体制についての示唆を得ることを目的とする。

### 1.2 本研究の位置づけ

文化的景観の保全主体に関する研究は、松本ら<sup>3</sup>が重要文化的景観選定後の住民組織を含めた体制構築のための自治体支援の在り方を、大堂ら<sup>4</sup>が重要文化的景観保護対象地区における住民組織の抱える課題や行政との連携実態を明らかにしているが、住民組織に加え地域外からの保全主体の実態に総合的に言及したものはない。また姨捨棚田においては内川ら<sup>5</sup>による区画形態の動態的保全を論じた研究など多くの先行研究が蓄積されているが、保全主体に着目したものはない。

### 1.3 研究方法・構成

初めに第 2 章で文献調査より姨捨棚田におけるこれまでの保全活動の経緯や保存体制の位置づけを、千曲市へのヒアリング調査により保全に関する市の方針を把握し、保全活動の概要を整理する。第 3 章で耕作主

体として保全活動に取り組む 6 保全団体の代表者へのヒアリング調査により「設立経緯」「活動内容」「活動による効果・課題」を、続いて第 4 章で棚田オーナーへのアンケート調査により、「活動への思い」「景観保全活動に関する今後の意向」を把握し、これらを合わせて、保全主体の設立・発展プロセスや活動実態を整理し、第 5 章で今後の持続的な保存体制に向けた可能性と課題について考察する。

## 2. 姨捨棚田における維持保全活動の概要

### 2.1 対象地の概要

姨捨棚田は長野県北部、千曲市の西端に位置する。棚田地域の標高は 400-550m、傾斜は 1/6-1/10 で、眼下に善光寺平、千曲川を見渡せる眺望の良さが魅力のひとつである。棚田は面積約 75ha、区画数約 1800 区画がまとまった国内有数規模の団地を形成する。

### 2.2 これまでの維持保全の経緯

昭和 40 年代より米の生産調整のため、稲作から果樹への転作が進んだが条件不利地から耕作放棄が見られるようになり、木村ら<sup>6</sup>の現地踏査によると平成 4 年には数枚から数十枚のまとまった荒廃農地が複数箇所に点在していた。これに危機感を募らせ、昭和の終わりから平成 4 年頃にかけて長尾根工区、姨捨工区で圃場整備事業が実施され、等高線区画が導入された。その後も、荒廃農地の多かった姪石地区で 1995 年に荒廃農地を復田し農道等を新設する事業が実施されるなど各種事業実施により、伝統的な形態を残した地区から機械利用可能な大区画の地区まで様々な区画形態が共存することになった。これらは 4 つの地区区分に分類され、それに応じた土地利用方針が設定された。

### 2.3 保存計画における保存体制

文化的景観の保存計画書<sup>7</sup>において、前述の 4 つの地区区分に対して、耕作主体として地元農家に加え計

画策定時に活動していた4つの保全団体と棚田オーナーといった地域外の担い手がそれぞれ設定されている。

## 2.4 市としての保全の方針

千曲市の関係部署へのヒアリング調査は表1のとおりを実施した。

市役所内で姨捨棚田に係る部署は日本遺産推進室、農林課、観光課、

歴史文化財センターの4つあり、姨捨棚田に関する業務は多くの部署にまたがっている。そのうち、保全団体との調整や棚田オーナー制度の運営を担うのが農林課であり、保全団体、棚田オーナーを含め各主体との連携強化を目指している。

## 3. 保全団体の実態

### 3.1 ヒアリング調査概要

各保全団体へのヒアリング調査は、表2のとおりを実施した。

表2 ヒアリング調査②概要

ヒアリング調査② 概要	
実施期間	2022年11月12日、24日、12月5日～13日
調査内容	1. 組織の概要、2. 活動内容、3. 活動の効果・課題
実施方法	対面で聞き取り。②-4のみ、質問用紙を送付し文面で回答をいただく
対象者	②-1 田毎の月棚田保存同好会 副会長 徳原氏、事務局長 矢島氏
	②-2 四十八枚田保存会 会長 若林氏、副会長 小野氏
	②-3 千曲市姨捨棚田名月会 会長 金井氏
	②-4 科野農業塾 会長 緑川氏
	②-5 姨捨棚田会 会長 割田氏
	②-6 名勝姨捨棚田倶楽部 顧問 矢島氏

#### 3.2.1 田毎の月棚田保存同好会

調査②-1によると、当時の長野県副知事が荒廃した姨捨棚田を見て、「なんとかできないか」と県職員に声がかかったのをきっかけとして、農業未経験者である県職員7名の有志により平成6年に発足した。

初期は更埴市（現千曲市）農業委員会に紹介された荒廃農地を毎年転々としながら米作りをしていた。4年目になるとある程度まとまった農地を核として固定した場所で米作りができるようになり、それ以降は耕作が継続できなくなった地権者から直接相談を受けることが増え耕作地をだんだんと拡大していった。

#### 3.2.2 四十八枚田保存会

調査②-2によると、平成7年頃、月見の名所として有名な長楽寺の所有する四十八枚田が長い間耕作されず荒廃しきっていたのをどうにかしようと、当時の住職が声をかけ、平成7年に周辺の地元農家が集結し

発足した。その際、姨捨棚田で初めてオーナー制度が導入され、姨捨棚田での米作りに農業経験のない地域外住民が参加できるような場が初めてできたのである。

#### 3.2.3 千曲市姨捨棚田名月会

調査②-3によると、平成6年頃更埴市では棚田の保全方策として棚田オーナー制度の導入が決定し、これを前提として制度導入計画地である荒廃の進んだ姪石地区で「県営ふるさと水と土モデル事業」が実施され、農地の復田と農道整備がなされた。これにより姪石地区でも棚田オーナー制度が始まり、オーナーへの指導員として当時土地改良組合の役員であった地元農家が集結し、平成8年に発足した。

#### 3.2.4 科野農業塾

既往調査<sup>8</sup>によると、発足のきっかけは地域農業活性化について考えるため開講された「さらしなの里農業塾」である。講座では地域農業の提言と3つの部会を掲げ具体的な活動を実施したが、実現できず平成13年に解散することになった。しかし平成15年にある塾生による、提言を実行しようとの声掛けに賛同した有志20名が結集し、農業塾が発足した。姨捨棚田での米作りは、棚田に魅せられた会員の声掛けによりすばらしい景色を見ながら美味しいお米を作りたいという思いから始まった。耕作が継続できなくなった地元農家より田を借用して耕作地を拡大していった。

#### 3.2.5 姨捨棚田会

調査②-5によると、田毎の月棚田保存同好会に所属していた割田氏はより多くの方に姨捨を知って欲しいという思いから、同好会とは別に市外の農家Aさんや職場の仲間を誘って一緒に棚田の耕作をしていた。Aさんは個人でも地権者から40枚ほど田を借用して米作りをしていたが、農作業中の事故で亡くなってしまった。同じ頃、付近で多くの荒廃農地を復田していた農家が亡くなった。「棚田を残したい」という彼らの意志を継ごうと、それらの一部の農地を地権者から借用し棚田会としての活動を始めた。近年ではメンバー内から個人での耕作を希望する者が出てきている。

#### 3.2.6 名勝姨捨棚田倶楽部

調査②-6によると、市による棚田オーナー制度で10年ほどオーナーとして米作りをしていた千曲市役所職員の矢島氏は、顔見知りの地元農家から高齢になり耕作をやめるという話を聞いた。その農地は観光客

が歩く農道沿いで、姨捨駅からよく見える位置にあったため、直接交渉し、借用することにした。高齢の方が一人で耕作していた範囲であり、矢島氏一人でも困難はないが、10年後に自身が高齢になった際にまた同じ事態が起こらないように組織化することとした。市役所職員として棚田保全という地域課題に取り組む重要性を感じ、職員有志により平成25年に発足した。

#### 4. 棚田オーナーの実態

##### 4.1 アンケート調査の概要

調査は、姨捨棚田で実施される2つの棚田オーナー制度のうち、保全活動に対してより多様な関わり方が可能な「棚田貸します制度」<sup>9</sup>に令和4年度に参加した棚田オーナー100組を対象として実施した。

表3 アンケート調査概要

アンケート調査 概要	
対象者	令和4年度に千曲市による棚田オーナー制度「棚田貸します制度」に参加したオーナー(体験コース・保全コース問わず)
調査内容	1. 基礎情報、 2. オーナー制度への参加理由・感想 3. 今後の継続意向 4. さらなる保全活動への参加意向
調査方法	千曲市農林課の協力のもと、郵送により配布。回答方法は、Microsoft Formsを利用したweb回答と紙面での回答を併用
配布期間	2022年12月27日～2023年1月11日
配布数	100組
回収数	34組(34.0%)

##### 4.2 回答者の概要

継続年数から8割以上の回答者が前年度からのリピーターであることが分かる。(図1)

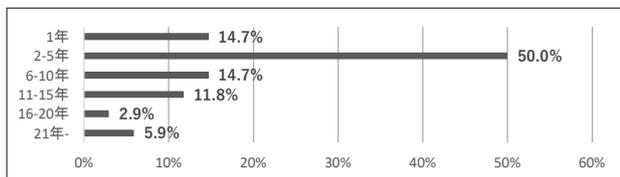


図1 棚田オーナー歴(継続年数)(n=34)

##### 4.3 棚田オーナー制度に参加した理由・感想

約8割の回答者が棚田の景観を残したいとの思いから参加しており、農業体験以上の意義を見出していることが窺える。(図2)

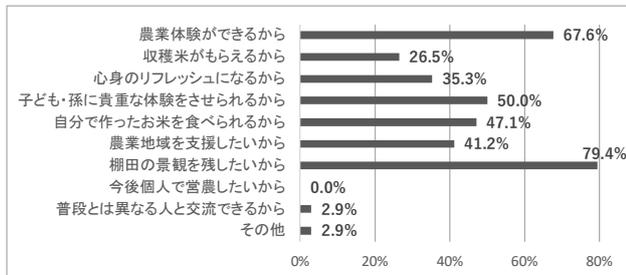


図2 オーナー制度に参加した理由【複数回答】(n=34)

数ある棚田オーナー制度のうちから姨捨棚田を選んだ理由として、付近への移住・二拠点居住を検討しているためとした回答者が約1割存在しており、長期的

に見て遠方にいるファンから地域内で保全活動に参加するファンへと変化する可能性がある。(図3) 棚田保全を越えたサポートと組み合わせるなど、より広い視点を持った活動推進が必要であると考えられる。

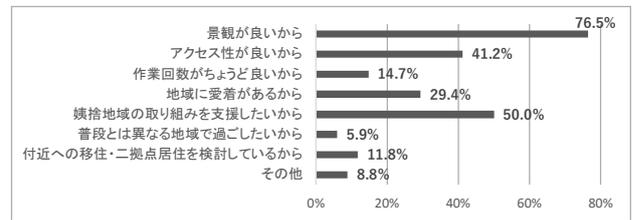


図3 棚田オーナー制度への参加理由【複数回答】(n=34)

また、約7割の回答者が棚田保全へ貢献できたと感じていることから保全意識の強さが窺える。(図4)

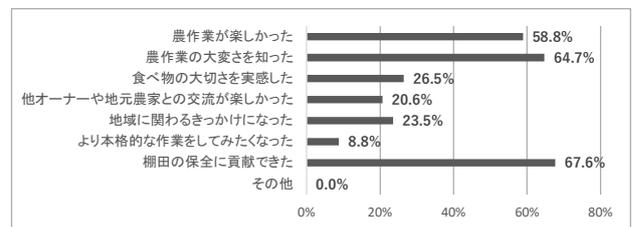


図4 オーナー制度に参加した感想【複数回答】(n=34)

##### 4.4 今後の継続意向と制度への意見・要望

約9割以上の回答者が継続を希望しており、満足度の高さが確認できる。(図6)

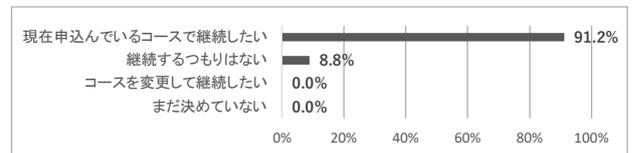


図6 今後の継続意向(n=34)

##### 4.5 今後のさらなる保全活動への参加意向

オーナーは本来、オーナー田の耕作を通して保全活動に参加するが、それ以上に保全活動への参画を望むオーナーがいるか把握することを意図した。指導員である名月会の手伝いや保全団体の活動への参加、農作業ではない形での支援など、オーナーという立場を越えた保全活動への参画を望む回答が見られた。(図7) こういった意欲を汲み上げて活動の場を拓けることで、さらに地域外から協力を得ることが可能であると潜在的に示された。

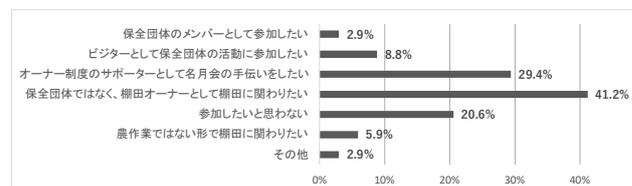


図7 さらなる保全活動への参加意向【複数回答】(n=34)

## 5. 結論

### 5.1 保全団体の設立・発展プロセスと可能性

保全団体の活動以前、耕作主体は地元農家のみであったが、保全団体の参画により地域内外から、また農業経験に関わらず様々な人が保全の担い手として娥捨棚田で活躍してきたことがわかった。

初期は県や市といった行政による発案で地元農家や地域外の農業未経験者が参入した。地域外住民は市を通して農地を借用する形であったが、継続するうちに耕作を継続できなくなった地元農家から農地の耕作を依頼されるほど信頼されるようになった。こうした継続的な活動が、地域外者が地区内で農地を借用して耕作をする素地を作ったといえる。その後、地元農家でない人が地権者と直接交渉をして農地を借用するケースが増え、農地の流動性が生まれた。また新たに設立された2団体はそれぞれ田毎の月棚田保存同好会、棚田オーナー制度で地域内での米作りの経験を積んだ主体が声をかけて活動を始めており、これまでの保全活動が成熟してきたことが窺える。その結果令和4年現在、重要文化的景観選定地区にある棚田の約2割の面積を保全団体と棚田オーナーで耕作しており、荒廃を食い止めることに大きく貢献している。

本事例は行政や地元農家が地域外の担い手を支援し育てるような体制を構築していく面で他地域にも応用できると考えられる。娥捨棚田においては、農地の流動性や新たな担い手の出現といった成果をより持続的なシステムとしていくために、保全団体や地元農家と

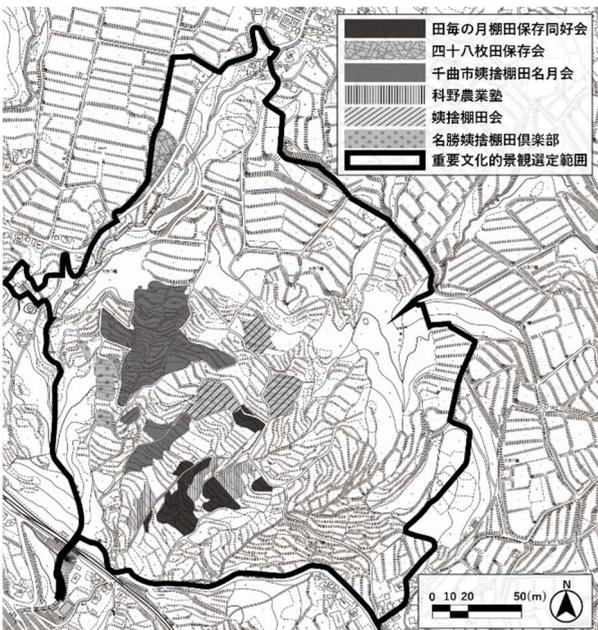


図8 6保全団体の耕作範囲

いった耕作主体をまとめる組織を立ち上げ、今後耕作を継続できない人、新たに耕作を始めたい人をまとめて上げて、農地や機材、知識や技術を円滑にやり取りできる体制を作ることが有効であると考えます。

### 5.2 棚田オーナー制度の実態と可能性

制度に対するオーナーの満足度は概ね高く、地域内外からの棚田保全への強い意識をもった関係人口が存在することが確認できた。また棚田での耕作を通して、棚田保全への意識や課題を強め、より本格的な農作業や棚田オーナーという立場を越えた保全活動への意欲を見せているオーナーの存在も明らかになった。こういった人々がより多様な形で地域に貢献できるような仕組みを整えていくことも今後求められるだろう。

### 5.3 本研究の課題

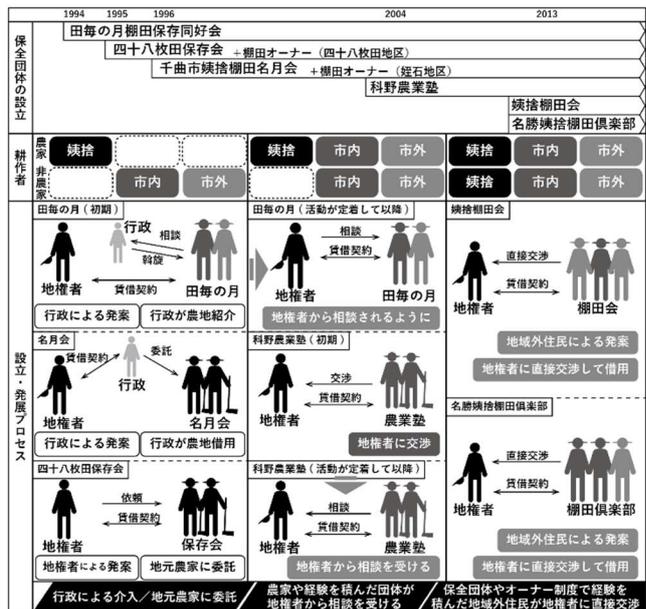
本研究では、娥捨棚田の大部分の耕作を担う地元農家に言及していない。棚田保全では、その特性上、地域住民の関わりは不可欠であり、地域内外で連携して保全に取り組むことが望まれる。地元農家を含めた保全のあり方については今後の課題としたい。

[注釈]

<sup>2</sup> 特定地域の棚田を農作業体験や棚田保全に関心のある都市住民などに有料で貸し出す取組を棚田オーナー制度という。この制度において棚田を耕作する借り手を棚田オーナーという。  
<sup>3</sup> オーナーごとに専用区画があり年7回程度の農作業を伴う体験コースと専用区画はなく農作業への参加が自由な保全コースがある。

[参考文献]

- <sup>1</sup> 松本邦彦・坂井亮文・澤木昌典(2017)：重要文化的景観制定後の保存体制における住民活動組織、ランドスケープ研究 2017年80巻5号p.553-558
- <sup>4</sup> 大堂麻里香・姫野由香・牛苗・野本昂・小林祐司(2015)：観光まちづくりにおける地域団体と行政の連携活動の実態—重要文化的景観保護対象地区を対象として—、日本建築学会大会学術講演梗概集(関東)2015年9月
- <sup>5</sup> 内川義行・木村和弘(2010)：娥捨棚田における区画形態の動的産業遺産価値による文化的景観保全、農村計画学会誌 28巻 p.255-260
- <sup>6</sup> 木村和弘(2017)：棚田の整備と保全、農林統計出版
- <sup>7</sup> 千曲市教育委員会文化課(2008)：娥捨棚田の文化的景観保存計画書
- <sup>8</sup> 立正大学文学部社会学科(2016)：棚田の担い手育成—農業体験の可能性—、『社会調査実習報告書』第14号、p.261-327



凡例：行政主導・行政介入 地権者・地元農家主導 地域外住民主導

図9 保全団体設立による耕作者の多様化と農地の流動化